

第4節 高潮対策計画

高潮対策計画

□農林水産課

□土木課

【基本方針】

本市の東部は、約 7.5 kmにわたって周防灘に面しており、この海岸部には蓑島、沓尾、長井、稲童漁港が存在しており、台風時等には高潮による被害が発生するおそれがある。洪水はん濫等と比べると、高潮は低頻度災害であるが、大きな被害をもたらす危険性は高く、実際稲童などでは高潮による浸水被害が生じたことがある。

したがって、高潮による災害を防止するため、高潮対策事業や侵食対策事業等の海岸保全事業を県や関係機関と協力して実施し、市域の保全を図る。その場合は、環境や景観へも配慮するものとする。

【現況】 【資料編* I.5.1】

高潮は、台風や低気圧等の通過に伴う海面の吹き上げ、吹き寄せを原因として起きるもので、台風が満潮時に重なるとその被害は甚大なものになることがある。

本市では、上記の4漁港付近や、長峡川・今川・江尻川・祓川の河口部の海岸線が市・県により重要水防箇所として9箇所指定されている。これらの重要水防箇所では、越波や堤防決壊、侵食等の災害が起きることが予想されている。

これに対する高潮対策事業としては、沓尾及び長井の海岸保全地区内において水産庁所管の堤防工事がなされている。なお、国土交通省所管の海岸高潮対策事業が、隣接する苅田町の白石海岸で実施されていたが平成24年5月に完成した。

【計画目標】

- 1) 海岸堤防や護岸等の海岸保全施設におけるパトロールを平常時より行い、漏水や破損箇所の発見及び応急対策工の実施に努める。
- 2) 台風の通過に満潮が重なると予測される際には、危険が予想される地区の住民等に対して適切な情報を伝達し、通行の規制や避難等の措置を講ずる。
- 3) 住民に対しては平常時において広報活動等を行い、高潮災害に対する知識を普及し、高潮来襲時に心理的及び集団パニックがおきないようなソフト対策を講ずる。また、災害時に適切な行動がとれるよう、住民の防災意識の向上に努める。
- 4) 備蓄倉庫等は高台に設置する。
- 5) 海岸堤防や河川堤防、護岸等の整備は、県や市の事業として計画的に改修が進められているが、改修未計画区間も含めた積極的な事業推進を関係機関に要請するとともに、その円滑な実施に協力する。

*資料 I.5.1 「災害危険箇所等一覧表」